

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	養育費の保証促進事業補助金	担当部課	子ども部子ども家庭課
---------	---------------	------	------------

基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市養育費の保証促進事業補助金交付要綱				
			根拠法令等	無					
	総合計画	基本目標	2 子どもが元気に育つまち-子ども			会計区分	一般会計		
		政策	2-1 妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援			予算区分	3-2-3 母子福祉費		
		施策	2-1-1 子どもたち一人ひとりに応じた支援体制の推進			中事業名	ひとり親家庭等自立支援給付事業		
	補助制度開始年度		令和5年度	制度終了(予定)年度	(未定)年度	細節名称	補助金		
	交付先(団体名)又は対象者		母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない人で、児童を扶養している人。			交付年数【※】	通算		
	会員数【※】					年 月 日現在	会費【※】		
	他団体への交付【※】					制度の周知方法【※】			
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和5年度					
例外規定			無し						
最新年度の補助内容		補助対象経費	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回分の保証料						
		補助対象事業費の総額	150,000円	補助金額	150,000円	事業全体の補助率	100%		
		特記事項	補助対象経費の額を上限とし、1月当たりの養育費と5万円のいずれか低い額						

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 養育費を適正に確保することにより、ひとり親家庭の経済的安定を図り、離婚後の子どもを守るため。							
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 養育費の未払が発生した場合に備えて保証会社との間に養育費保証契約を締結するひとり親に対し、予算の範囲内において交付する。							
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定		R3年度実績 (2021)	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度予定 (2024)			
			補助対象事業費				0円	150,000円	
	補助金額				0円	予算額	150,000円		
	財源	国及び県			0円	75,000円			
		市(一般財源)			0円	75,000円			
		その他			0円	0円			
	補助金等の効果 ※今年度は予定				ひとり親家庭が経済的に安定する。		ひとり親家庭が経済的に安定する。		
	今後の方向性・担当部署の自由意見		補助を行うことで世帯収入が増え、ひとり親家庭が経済的に安定するため、ひとり親手当の支払額の減少が期待できる。						

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	総合計画と整合性が図られている。	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	×	対象はひとり親のため効果は限定される。	
	市民ニーズは認められるか	×	申請者がなく、市民ニーズがあるとはいえない。	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	×	申請者がなく、効果があるとはいえない。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○	国庫補助金の対象の範囲で実施している。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	×	実績件数に応じて検討する必要がある。	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	×	令和5年度の実績はない。	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	—		
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	国庫補助金の対象の範囲で実施している。
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	国庫補助金の対象の範囲で実施している。
		経費の使途は明確か	○	国庫補助金の対象の範囲で実施している。
		基準を逸脱して補助していないか	○	国庫補助金の対象の範囲で実施している。
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	—	
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	—			
市の施策的課題の解決につながるものか	○	子どもたち一人ひとりに応じた支援体制が実施できる。		
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	国庫補助金のため、事業を実施する自治体は多い。		
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	補助金を制定することで、制度を利用しやすくしている。	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	—		
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	補助金の支払は1度のみである。	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	×	対象者はひとり親に限られる。	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	—		
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○	掲載している。	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	—		
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似事業はない。		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	B	対象者がひとり親家庭に限られ、令和5年度は相談実績はあるが、申請実績はない。補助を行うことで世帯収入が増え、ひとり親家庭が経済的に安定するため、ひとり親手当の支払額の減少が期待できる。		

【※】欄は、団体補助のみ